

第 4 次千葉県男女共同参画計画の総括評価について

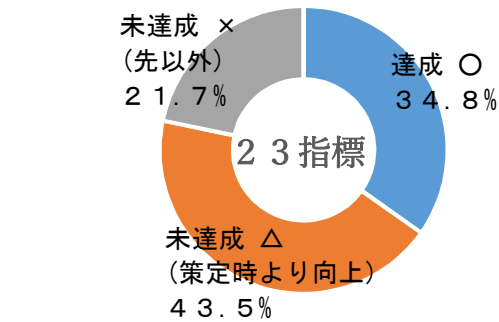
第 4 次千葉県男女共同参画計画の総括評価について

- 平成 28 年 3 月に策定した「第 4 次千葉県男女共同参画計画」については、令和 3 年 3 月 31 日に計画期間（5 年間）が終了したところであり、このたび総括評価を行いました。
- 総括評価にあたっては、計画中 23 指標の達成状況について確認を行うとともに、計画において重点的に取り組んできた 6 分野 68 事業について、5 年間の実施結果とそれに対する自己評価や今後の方向性等について、以下のとおりにとりまとめました。

※ 第 4 次千葉県男女共同参画計画の体系図：資料 1－2 参照

1 第 4 次計画における指標の達成状況について

基本目標等	達成 ○	未達成		計
		策定時 より向上 △	左記以外 ×	
I あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり	4	6	0	10
II 安全・安心に暮らせる社会づくり	2	2	3	7
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	2	0	2	4
推進体制	0	2	0	2
計	8	10	5	23



(詳細：資料 1－3 参照)

- 『基本目標 I あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり』では、10 指標中、4 指標（『子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合』、『定期巡回・随時対応型訪問介護看護実施市町村数』等）が目標達成となりました。一方、6 指標（『県の審議会等における女性委員割合』、『農業協同組合の役員に占める女性の割合』等）については、目標には届かなかったものの、計画策定時より向上する結果となりました。
- 『目標 II 安全・安心に暮らせる社会づくり』では、7 指標中、2 指標（『要保護児童対策地域協議会の設置市町村数』、『自殺死亡率（人口動態統計に基づく人口 10 万人当りの自殺者数）』）が目標達成となりました。一方、目標未達成の 5 指標のうち、の 2 指標（『総合型地域スポーツクラブ設置市町村数』等）は、計画策定時より向上しましたが、3 指標（『DV が人権侵害であると認識する人の割合』、『職場等のセクシュアルハラスメントを人権侵害と感じる者の割合』、『がん検診の受診率』）については、計画策定時より向上しませんでした。
- 『目標 III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり』では、4 指標中、2 指標（『社会全体で男女の地位が平等となっていると思う人の割合』、『県内消防団における女性消防団員数』）が目標達成となりました。一方、2 指標（『女性の権利に関する法制度の認知度』、『学校教育の場で男女の地位が平等となっていると思う人の割合』）については、計画策定時より向上しませんでした。
- 『推進体制』では、2 指標中、2 指標（『千葉県男女共同参画地域推進員設置市町村数』及び『男女共同参画計画策定市町村数』）が計画策定時より向上しましたが、目標である県内全 54 市町村を達成することはできませんでした。
- 第 4 次計画においては、2/3 の指標で目標達成できなかったことから、引き続き、千葉県における男女共同参画の実現に向けて、第 5 次千葉県男女共同参画計画に基づき取り組んでまいります。

2 第 4 次計画における重点的取組（6 分野 68 事業）の取組結果等について

- 第 4 次計画では、213 事業のうち 6 分野 68 事業（下表のとおり）を重点的取組として位置付け、千葉県男女共同参画推進懇話会の計画評価専門部会委員による外部評価（資料 1－4）を踏まえて取り組んできたところであり、各事業の 5 年間の実施結果、自己評価及び今後の方向性等を、資料 1－5 のとおりにとりまとめました。
- 今後は、各事業の課題を踏まえ、第 5 次計画の目標達成に向け、効果的に事業に取り組んでまいります。

分野	事業
① 子育て・介護への支援（13 事業）	1 保育所施設整備の助成、2 認定こども園施設整備の助成、3 放課後児童クラブへの助成、4 病児保育事業への助成、5 幼稚園・小学校の教員、保育士等による研究協議等の実施、6 幼稚園における預かり保育の推進、7 放課後等デイサービス事業の充実、8 障害児短期入所の充実、9 「ちは My Style Diary」事業、10 子どもの医療費助成の実施、11 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの普及、12 特別養護老人ホーム等の施設整備、13 福祉・介護人材の確保と定着促進
② ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進（6 事業）	1 男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰、2 普及セミナーの開催、3 両立支援アドバイザーの企業派遣、4 “社員いきいき！元気な会社”宣言企業の募集・公表、5 両立支援制度に関する周知広報、6 県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備
③ 地域活動における男女共同参画の促進（6 事業）	1 千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実、2 ちは県民活動 P R 月間（11/23～12/23）の実施、3 ホームページ、メールマガジンを活用した広報啓発、4 地域づくり情報広場における情報提供、5 高齢者等の地域活動への参画支援、6 観光人材の育成支援
④ 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進（11 事業）	1 県が設置する審議会等への女性登用促進、2 県の女性人材リストの充実、3 女性職員の登用推進、4 女性警察職員の登用推進、5 女性教職員の登用推進、6 女性の活躍推進セミナー等の開催、7 農山漁村女性団体ネットワークの活動支援、8 農山漁村男女共同参画地区推進会議の運営、9 農山漁村の女性リーダー等の活動支援、10 農業協同組合の女性役員の登用促進、11 女性農業委員等の登用促進
⑤ DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援（20 事業）	1 DV相談カード等の作成配布、2 街頭キャンペーンの実施等による県民への意識啓発、3 セミナーの開催等による DV 予防教育の推進、4 配偶者暴力相談支援センターにおける相談、5 女性サポートセンターにおける一時保護、6 DV職務関係者への研修、7 DV被害者の生活再建支援、8 児童相談所虐待防止体制の強化、9 児童相談所専門機能の強化、10 児童虐待対策関係機関の強化、11 子ども虐待防止地域力の強化、12 児童相談所支援システムの充実、13 社会福祉審議会社会的養護検討部会の開催、14 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催、15 市町村 DV 担当課長会議の開催、16 市町村児童虐待防止ネットワーク機能の強化、17 千葉県要保護児童対策協議会の開催、18 児童虐待防止医療ネットワーク事業、19 犯罪被害者等からの相談等の充実、20 性暴力・性犯罪被害者に対するワンストップ支援の体制の構築
⑥ あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進（10 事業）	1 男女共同参画センターにおけるフェスティバルの開催、情報誌の発行、2 各種講座・研修会の開催、3 ホームページ、メールマガジン等による情報発信、4 関係機関等が行う研修会等の取組に対する支援、5 あらゆる人々への意識啓発の展開、6 関係機関との連携による専門講座、7 男女共同参画センターにおける相談事業の実施、8 男女共同参画苦情処理制度の活用、9 千葉県男女共同参画推進連携会議の充実、10 千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議の充実

※ 68 事業のうち再掲 2 事業を除く